

中型自動車免許制度

貨物自動車の大型化に対処し、運転者の技能及び知識の不足による貨物自動車の交通事故を防止するため、平成16年の道路交通法の一部改正により、中型免許制度が新設され平成19年6月2日施行されました。そのため平成19年6月2日以降に普通自動車免許証を取得された方は下記の普通自動車しか運転することは出来ません。

中型免許制度新設に伴い、運転できる自動車の制限、運転免許試験の受験資格が下表のようになりました。

新制度	普通自動車	中型自動車	大型自動車
受験資格	18歳以上	20歳以上、経験2年以上	21歳以上、経験3年以上
車両総重量	5トン未満	5トン以上11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	30人以上
大型免許、中型免許及び中型二種免許は、路上試験及び取得時講習が実施されます。			
中型二種免許は、21歳以上で3年以上の経験を有する方でなければ受けることができません。			

*車両総重量（GVW）とは、自動車本体の重量に最大積載量と乗車定員を足した数値です

産廃運搬に関する法律

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、法第十二条第一項に定められた運搬又は処分に関する基準に従わなければならない。

- *産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- *悪臭、騒音、振動で支障が生じないように必要な措置をすること。
- *産業廃棄物の飛散及び流出や悪臭の流出をすることのない密閉容器、運搬車両を用いること。
- *施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずることのないように、必要な措置を講ずること。
- *運搬車量の外側の見やすい位置に、ステッカー、ペイント等で表示し、かつ、運搬中の産業廃棄物に関する書類を備え付けておくこと。

収集運搬における具体的適用等

- ・飛散や流出防止のため、産業廃棄物やその容器は丁寧に扱う。
- ・運搬車両については、アイドリングストップを励行する。
- ・液状の廃棄物を運搬する場合は、タンク車を使用する。
- ・積み込み等に、重機を使う場合は可能な限り低騒音型のものを使用する。
- ・臭気の強い産業廃棄物の場合は、密閉容器を用い、車両に積載後カバー（ほろ）を掛ける。

【注意点】子会社や下請け業者・取引業者が運搬する場合は、自己運搬ではなく、収集運搬業の許可が必要となります。

騒音規制法・振動規制法

工場または事務所に設置される施設のうち、著しい騒音を発する施設を「特定騒音」と呼びます。また建設工事における著しい騒音を発する作業を「特定建設作業」と定義し、騒音規制法施行令にて規制をしております。

同様に振動規制法につきましても特定建設作業と定義しており規制の対象となっております。

いずれの場合も作業開始7日前までに各市町村まで所定の届出を必要とします。

【騒音にかかる特定建設作業】

- 1・杭打ち機、杭抜き機、圧入式を除く杭打ち杭抜き機、びょう打ち機、削岩機を使用する作業
- 2・空気圧縮機（電動を除く15kW以上）を削岩機以外の動力として使用する作業
- 3・容量0.45m³以上のコンクリートプラントまたは重量200kg以上のアスファルトプラントを設けて行う作業（モルタル製造の為のプラントを設けて行う作業を除く）
- 4・定格出力80kW以上のバックホー作業を行う場合（国土交通省指定の新基準低騒音機械を除く）
- 5・定格出力70kW以上のトラクターショベル作業を行う場合（国土交通省指定の新基準低騒音機械を除く）
- 6・定格出力40kW以上のブルドーザー作業を行う場合（国土交通省指定の新基準低騒音機械を除く）
- 7・その他都道府県条例によって規制を受ける作業

【振動にかかる特定建設業】

- 1・杭打ち機（もんげんを除く）、杭抜き機、圧入式を除く杭打ち杭抜き機を使用する作業
- 2・鋼球を使用して建築物などの工作物を破壊する作業
- 3・舗装版破碎機を使用する作業
- 4・手持ちを除くブレーカーを使用する作業

特定建設作業に関する規制基準

規制種別	区域区分	騒音規制法	振動規制法
特定建設業の場所の敷地境界線での基準値	1号・2号	85デシベル	75デシベル
作業可能時刻	1号	AM7時からPM7時	
	2号	AM6時からPM10時	
最大作業時間	1号	1日あたり10時間	
	2号	1日あたり14時間	
作業日数	1号・2号	連続6日を超えないこと	
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日を除く日	
1号区域：第1種・2種低層住居専用地域、第1種・2種中高層住居専用地域、第1種・2種住居専用地域、準居住地域、近隣商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の地域、その他都道府県が定めた地域			
2号地域：工業地域のうち1号地域以外の地域、その他都道府県が定める地域			

音と振動の大きさと感じ方

数 値	騒音 (デシベル)	振動 (デシベル)	震 度
120	飛行機のエンジンの近く		
100	電車が通るガード下	歩いている人にも感じられる	震度4強
85 (基準値)	都市部の電車車内	座りの悪い花瓶が倒れる	震度3強
70	交通の激しい道路	大勢の人に感じる	震度2
60	普通の会話	静止している人にも感じる	震度1

消防法

重機などに使用する軽油などの石油類は、その量が消防法で定められている「指定数量以上」となる場合は消防法第11条による危険物貯蔵所（取扱所）設置許可申請書及び関係書類を提出し、許可を受けてから設置工事を行い、完成検査に合格しなければ使用する事は出来ません。

種 類	設置許可申請範囲	少量危険物貯蔵取扱届出範囲	石油類の類別
ガソリン	200ℓ以上	040ℓ以上 200ℓ未満	第1石油類
軽油・灯油	1,000ℓ以上	200ℓ以上1,000ℓ未満	第2石油類
A重油	2,000ℓ以上	400ℓ以上2,000ℓ未満	第3石油類
重油	6,000ℓ以上	1,200ℓ以上6,000ℓ未満	第4石油類

また火災予防条例58条により、上記に示す指定数量の1/5以上となる場合は、地方条例により少量危険物貯蔵取扱届出書及び関係書類を提出のうえ完成検査を受けなければなりません。

ただし発電機等の内蔵タンクについては、通常は移動用として考えるのでこれらの申請をしておりませんが、常時固定をして使用する場合は設置する地域の市町村または消防署にご相談下さい。

* 発電機の内蔵タンクは最大でも490m³となっております。

ボイラー及び圧力容器の安全規則

コンプレッサー等に付いているレシーバタンクのうち第2種圧力容器（*）については「第2種圧力容器明細書」が必要となります。ただし所轄労働基準監督署への設置届出義務につきましては平成2年に行われた条例改正（条文削除）により不要となりました。

* レシーバタンク内容量が0.04m³以上で圧力が0.2Mpaのものを指します。

電気主任技術者選任について

建設業者等が10kW以上の可搬形発電設備を設置して使用する場合は、電気主任技術者の選任が必要となります。

【選任の届出】

第1種、第2種または第3種電気主任技術者免状を有する者が常駐する場合は、事業所ごとに「主任技術者選任（解任）届出書」を各地方産業保安監督部へ提出する

【選任の届出許可申請】

上記の電気主任技術者免状を有する者が不在で、事業所合計の総出力が500kW未満の場合は一定の条件（下記参照）を満たした知識、技術を有する常駐者を選任するために「主任技術者選任許可申請書」を各地方産業保安監督部へ提出する。

一例として電気工事免状の所有者または工業高校の電気課程で規定の科目を修めて卒業した人達で一定の実務経験がある人（選任許可申請の際には実務経験の詳細報告書類などが必要となります）

【外部委託承認申請】

合計出力が1000kW未満の場合には一定の条件を満たす法人等と保安管理業務の委託契約を結び、外部委託承認申請をすることが可能です。